

国立大学法人鳴門教育大学オープンアクセス方針

令和 8 年 2 月 9 日
学 長 裁 定

(趣旨)

- 1 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）は、本学の教育・研究活動によって生み出された成果を学内外に広く無償で公開し、社会に還元することを通じて、教育・研究のさらなる発展に寄与することを目指すため、オープンアクセスに関する方針を定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員が、出版社・学会・学内部局等が発行する学術雑誌や大学紀要等に掲載した論文や報告その他の研究成果を、「鳴門教育大学機関リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）」によって公開する。ただし、次の各号に掲げる方法で公開されている場合はこの限りではない。

- (1) オープンアクセスジャーナルへの掲載
- (2) 論文のオープンアクセス・オプション選択による、出版社ウェブサイトへの掲載
- (3) 外部の機関が設置する外部リポジトリ等への登録

(適用の例外)

- 3 本学は、著作権等の理由で本学リポジトリへの登録による研究成果の公開が不適切であると考えられる場合、又は教職員から申し出があった場合、当該研究成果について本方針の適用から除外し、又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行前に掲載された研究成果又は本方針施行前に本方針と相反する契約が締結された研究成果には、本方針は適用されない。

(本学リポジトリへの登録)

- 5 本学リポジトリへの登録により研究成果を公開する場合、教職員は、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に速やかに提供しよう努めるものとする。本学リポジトリへの登録・公開等本学リポジトリに関する事項は、「鳴門教育大学機関リポジトリ要項」に定めるところによる。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、本学が別に定める。